

答申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年5月22日5疾病第1659号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）において非開示とした情報のうち、別表の「開示妥当と判断した部分」欄に掲げる各部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは、妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書等について

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、予防接種後副反応疑い報告書（以下「報告書」という。）のうち、症状の転帰欄が「未回復、後遺症及び死亡」となっているものである。

(2) 本件請求に対する開示決定状況

実施機関は、本件公文書に記載された次の情報（以下「本件非開示情報」という。）について、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

- ア 患者（被接種者）欄の氏名又はイニシャル（姓・名）、住所及び生年月日
- イ 報告者欄の氏名、報告者の種別、医療機関名、電話番号及び住所
- ウ 接種場所欄の医療機関名及び住所
- エ ワクチン欄のロット番号
- オ 症状の概要欄の病院名
- カ 症状の程度欄の病院名及び医師名
- キ 個人の印影（訂正印）
- ク FAX受送信情報のうち送信者名及びFAX番号

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件公文書の全部を開示することを求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和5年5月8日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行っ

た。

イ 実施機関は、令和5年5月22日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和5年6月19日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和5年8月3日付けで、福岡県情報公開審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件非開示情報は、開示することで当該情報に係る本人の利益になることが大いに考えられ、当該情報を条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とすべきかどうかの判断は、条例に根拠があるか否かにかかわらず、当該情報に係る本人に確認することで足りる。

審査請求人は、ワクチン被害者（以下「被害者」という。）から「他の被害者と連絡を取り合い、ともにワクチンの副反応による医療被害等（以下「医療被害等」という。）からの回復を図りたい」との申出を受けており、本件非開示情報を開示することで、被害者が相互に連絡を取り合い、医療被害等からの回復に資することが可能になると考える。

(2) 報告書の注意事項において、「11. 報告された情報については、ワクチンの安全対策の一環として、広く情報を公表することがありますが」と記載されていることから、本件公文書に記載された内容は、国民に予防接種の安全性を伝えるため、公開することを前提としていると考えられる。

また、本件非開示情報の開示により、県民に報告書の不十分さ、ワクチンの副反応の恐ろしさ及びこれまでの医療者のあり方では、何度も医療被害等が繰り返されることを覚知させることができる。

(3) 医療機関は、ワクチンの副反応の追跡調査又はその協力活動を行うべきであること、政府が提供するワクチンの注射について医療過誤訴訟を提起されるおそれがないこと及びワクチンの注射1本につき、政府から相当高額の手当を支給されていることから、いつ誰にワクチンを注射したかという情報の開示を拒む根拠は存しない。

更に、ワクチンの注射に関係する医師は、善管注意義務を尽くして当該注射を行ったのであるから、当該医師名を非開示とすべき理由は存しない。

(4) 県民の健康保全や、国等において立ち遅れている医療被害等の救済のため、

本件非開示情報の開示は必須であり、直ちに開示されたい。

(5) 実施機関は、本件非開示情報について、同号に該当するとしているが、当該情報に係る本人の意向を確認せずに、同号に該当するという理由だけで非開示としたことは、合理的な根拠がない。

(6) 実施機関は、弁明書において、報告書の注意事項に、「公表する場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は除きます。」と記載されていることから非開示としたと説明している。

しかし、本件請求は、被害者の利益を目的としたものであることから、当該注意事項の例外とすべきであり、また、ワクチン接種は国の推進事業であって、被害者は国の推進に従っただけであることから、誰がどこでどの医師からワクチン接種を受けたかという情報は、開示しても不利益がない。

(7) 本件非開示情報は、同号ただし書口に該当するため、開示すべきである。

(8) 報告書の内容は、簡潔すぎるものが大半であり、実施機関から報告書を作成した医師に詳細な記載を求めることができていないことから、審査請求人が詳細な内容を把握する必要があるため、全部開示すべきである。

5 実施機関の説明要旨

弁明書における実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件非開示情報は、条例第7条第1項第1号に該当するものであり、開示することが不相当であると考ええる。

(2) 審査請求人が主張している報告書の注意事項「11. 報告された情報については、ワクチンの安全対策の一環として、広く情報を公表することがありますが」について、その続きには「その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は除きます。」と記載されており、当該情報は、開示することが不相当であると考ええる。

(3) 公文書開示請求は何人にも請求権を認めるものであり、公文書に記載されている個人情報、開示請求者本人の情報か、本人以外の第三者の情報かによって、開示決定等の内容が変わるものではない。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性格について

ア 定期の予防接種等による副反応報告について

(7) 定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告について

病院若しくは診療所の開設者又は医師（以下「医師等」という。）は、

予防接種法(昭和23年法律第68号)第12条第1項の規定に基づき、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していることを知ったときは、その旨を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に報告しなければならないこととされている。

また、厚生労働大臣は、同条第2項の規定に基づき、前項の規定による報告があったときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を当該定期の予防接種等を行った市町村長又は都道府県知事に通知するものとされている。

(イ) 新型コロナワクチン特例臨時接種における副反応疑い報告について

新型コロナワクチン特例臨時接種における副反応疑い報告の対象となる症状は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和4年厚生労働省令第165号)附則第4項の規定により、なおその効力を有するものとされた同令第2条の規定による改正前の予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号。以下「規則」という。)第19条に規定する表の症状欄に掲げる症状であって、それぞれの期間内に確認されたものである。

(ウ) 厚生労働大臣への報告について

医師等は、厚生労働大臣に対し、規則第6条各号に掲げる事項について速やかに報告するものとされている。

(エ) 厚生労働大臣から市町村長等への通知について

厚生労働大臣は、規則第7条の規定に基づき、市町村長等に対し、規則第6条各号に掲げる事項について、速やかに通知を行うこととされている。

また、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」(平成25年3月30日健発0330第3号・薬食発0330第1号厚生労働省健康局長・医薬食品局長連名通知。以下「厚生労働省通知」という。)において、市町村への通知については、都道府県を通じて行うこととされている。

イ 報告書について

報告書は、厚生労働省通知において様式が定められており、患者(被接種者)及び報告者の氏名等や、接種場所、ワクチンの種類等のほか、接種の状況や症状の概要、程度及び転帰等を記載することとされている。

(2) 条例第7条第1項第1号該当性について

本件非開示情報について、まず、本号本文該当性を判断し、次に本号ただし書該当性を判断する。

ア 本号の趣旨

(7) 条例第7条第1項第1号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができることとなる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、学歴等に関する情報であり、個人に関連する情報全般を意味する。

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別することができる情報をいう。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別な調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。

(イ) 本号ただし書口は、非開示情報該当性の判断に当たっては、開示することにより得られる利益と開示されないことにより保護される利益との調和を図ることが必要であることから、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性と公にすることにより害されるおそれのある個人の権利利益とを比較衡量し、前者が後者を上回るときに開示が義務付けられることになる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

イ 該当性の判断

(7) 条例第7条第1項第1号本文該当性

a 患者（被接種者）欄の氏名又はイニシャル、住所及び生年月日

当該情報は、被接種者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1項第1号本文に該当する。

b 報告者欄の氏名、報告者の種別、医療機関名、電話番号及び住所、症状の概要欄の病院名、症状の程度欄の病院名及び医師名、個人の印影（訂正印）並びに FAX 受送信情報のうち送信者名及び FAX 番号

報告者欄の氏名、医療機関名、電話番号及び住所、症状の概要欄の病院名、症状の程度欄の病院名及び医師名、個人の印影（訂正印）並びに FAX 受送信情報のうち送信者名及び FAX 番号は、医療関係者等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

一方で、報告者欄のうち、報告者の種別については、様式で定める4区分【1 接種者（医師）、2 接種者（医師以外）、3 主治医、4 その他（ ）】の中から報告者に該当するものを選択するものであって、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、報告者の種別の「4 その他」を選択した場合、記述欄に報告者の種別の詳細を記述することとなるが、当審査会が確認したところ、同欄には、主に薬剤師や事務職といった報告者の職種のみが記述されており、特定の個人を識別することができる情報とは認められないことから本号本文に該当しないため、開示すべきである。

なお、当審査会が確認したところ、「4 その他」の記述欄に、〇〇市役所職員と記述されている報告書が確認された。公務員の職務遂行に係る情報は、同号ただし書ハに該当するため、当該報告書については、同欄に加え、同報告書に記載された報告者の氏名及び所属部署名も併せて開示すべきであると考えられるものの、当該〇〇市役所職員に係る記述は、同時に、被接種者の住所等を推測させる情報であって、他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができることから本号本文に該当し、非開示とすべきである。

c 接種場所欄の医療機関名及び住所

当該情報は、被接種者の個人に関する情報であって、他の情報と照合することで居住地や勤め先等が判別されるなど特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

d ワクチン欄のロット番号

実施機関は、当該情報を非開示とした理由について、ロット番号は、ワクチンに異物混入等の不備があった際、接種会場名と併せて公表されることがあり、公表された情報と本件公文書を照合することで、実施機関が非開示とした接種場所が明らかとなり、被接種者を特定することが可能となるためと説明している。

しかしながら、本ワクチンについては、同一のロット番号のワクチンが複数の会場で、多数の被接種者に用いられており、当該情報と公表された情報を照合することで、接種会場を特定することができるとまでは認められない。

したがって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるとまでは認められず、本号本文には該当しないため、開示すべきである。

(イ) 条例第7条第1項第1号ただし書口該当性

審査請求人は、本件非開示情報について、条例第7条第1項第1号ただし書口に該当し、開示すべきであると主張していることから、以下検討する。

本件公文書は、医師等が新型コロナウイルスワクチン接種に関し、接種を受けたことによるものと疑われる症状として、厚生労働省令で定める症状を診断した場合に作成される報告書であり、報告書には、患者(被接種者)及び報告者の氏名等のほか、ワクチンの種類、接種の状況や症状の概要等を記載することとされている。

厚生労働省通知において定められた報告書の様式には、両者の主張にあるとおり、注意事項として、「11. 報告された情報については、ワクチンの安全対策の一環として、広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は除きます。」と記載されていることから、報告書のうち個人の特定に繋がらないワクチン接種時の状況や症状の概要等に関する部分については、ワクチンの安全性等に関する情報として国民に対し、公表する場合があるものと考えられる。

上記を踏まえ、実施機関は、本件決定において、特定の個人を識別することができる部分を除いたワクチン接種時の状況や症状の概要等を既に開示しており、これらのワクチンの安全性等に関する情報として公開している部分を超えて本件非開示情報を開示すべき事情も認められないことから、本件非開示情報を開示することにより保護される人の生命、健康等の利益が、これを非開示とすることにより保護される個人の権利利益に比して、優越するものとは言えず、同号ただし書口には該当しない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った本件決定の妥当性を判断する機関である当審査会の判断を左右するもの

ではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

○別表

非開示部分		審査会の判断	
		第1号該当性	開示妥当と判断した部分
患者(被接種者)欄	氏名又はイニシャル (姓・名)	非開示妥当	
	住所	非開示妥当	
	生年月日	非開示妥当	
報告者欄	氏名	非開示妥当	
	報告者の種別 【1接種者(医師)、2接種者 (医師以外)、3主治医、4そ の他()】	一部開示	特定市名の記載を除く部分
	医療機関名	非開示妥当	
	電話番号	非開示妥当	
	住所	非開示妥当	
接種場所欄	医療機関名	非開示妥当	
	住所	非開示妥当	
ワクチン欄	ロット番号	開示	全て
症状の概要欄	病院名	非開示妥当	
症状の程度欄	病院名	非開示妥当	
	医師名	非開示妥当	
その他	個人の印影(訂正印)	非開示妥当	
	FAX送受信情報(送信者 名・FAX番号)	非開示妥当	